

連合三重

新春特別号

No.256

2025年1月6日発行

日本労働組合総連合会
三重県連合会
〒514-0004 三重県津市栄町1丁目891
TEL.059-224-6152
FAX.059-223-3633
発行責任者 藤田 和彦
編集人 伊藤 由幸



メールアドレス info@mie.jtuc-rengo.jp

HPアドレス http://www.rengo-mie.jp/

課題解決に向け 皆さんの力を結集しよう!

新年あけましておめでとうございます。

連合三重に集う組合員とご家族の皆さんにおかれましては、お健やかな新年をお迎えのこととお慶びを申し上げます。

旧年中は、構成組織・加盟組合をはじめ多くの皆さんに連合の取り組みをお支えいただき感謝申し上げます。

昨年は、2024春闘において構成組織の粘り強い交渉の末、昨年を上回る水準での賃上げが実現しましたが、その後も続く物価上昇により、実質賃金はマイナスの状況が続くこととなりました。

また、第50回衆議院議員選挙においては、推薦した4名の候補者の内、2名が小選挙区での当選、1名が比例区での当選となりました。全体では私たちが支援する立憲民主党と国民民主党が躍進する結果となりました。

県内の首長選挙や議会議員選挙においては、連合三重や各地域協議会が推薦した候補者が一定の結果を果たすことができました。ご支援いただいたすべての構成組織と組合員の皆さんにお礼申し上げます。

本年も引き続き、連合三重の掲げる政策課題の解決に向け、構成組織と組合員が一丸となって取り組みを行い、連合運動を前進させていきます。皆さんのご協力をお願いします。



日本労働組合総連合会
三重県連合会
会長 番条 喜芳

* 賃上げの流れの継続

さて新しい年を迎え、2025春季生活闘争がスタートします。2024春季生活闘争においては、多くの組織で高水準となる賃上げを勝ち取っていただきましたが、特に中小企業の賃金交渉においては、依然労務費の価格転嫁が進まず大変厳しい交渉となりました。

今季春季生活闘争においては、連合方針として「定期昇給を含め5%以上の賃上げ」「中小企業においては格差是正も含め6%以上の賃上げ」を掲げました。

自らの企業のおかれた状況を踏まえつつ、「賃上げの流れ」が継続できるようすべての組合において「要求」していただき、粘り強い交渉を行っていただきたいと思います。

連合三重は、昨年4月に15団体と締結した「適正な取引と価格転嫁を促進し地域経済の活性化に取り組む三重共同宣言」が実効性のあるものとなるよう、引き続き行政や経済団体をはじめ関係団体に強く訴えてまいります。

* 勝利に向けてがんばろう!

次に、政策実現の取り組みの一つとなる政治活動ですが、第27回参議院議員選挙については、連合本部が推薦する9名の比例代表選挙候補予定者の勝利と連合三重が推薦する候補予定者の勝利に向け、全ての構成組織が団結して支援できるよう努力していきます。

* ジェンダー平等の推進

次に、「ジェンダー平等推進計画フェーズ2」については、最終的な目標である2030年までに意思決定の場に女性が50%入ることを目標に向け、構成組織の皆さんの引き続きのご理解とご協力をお願いいたします。

* 連合運動への参加

最後になりますが、本年も連合三重の取り組みを進めるにあたっては、構成組織との心合わせを図りながら進めていきます。引き続きの連合運動への参加をお願いいたします。

連合三重に集う仲間の皆さんとご家族のご多幸とご健勝をご祈念申し上げ、年頭の挨拶とします。

本年もよろしくお祈りいたします。



R&PV

要Check!

この春から施行されます!



男女ともに仕事と育児・介護を両立できるようにするため、「育児介護休業法」および「次世代育成支援対策推進法」が改正され、労働者を支援するための措置等が行われます。施行は、2025年4月1日と同年10月1日の2回に分けて実施される予定です。

施行スケジュール

2025年4月1日より

- 子が3歳まで、育児のためのテレワークの導入(努力義務化)
- 所定外労働の制限(残業免除)を、子が小学校就学前までに延長(義務化)
- 子の看護休暇の対象年齢を小学校3年生までに延長・取得事由の拡大(義務化)
- 介護の制度に関する個別の周知・意向確認(義務化)
- 育児休業取得状況の公表が、300人超の企業に拡大(義務化)
- 育児休業取得等に関する状況把握・数値目標設定(義務化)

詳しくは
厚生労働省HPを
確認ください!



2025年10月1日より

- 子が3歳以降～小学校就学前まで、柔軟な働き方を実現するための制度の導入(義務化)
- 妊娠・出産の申出時や子が3歳になる前の、仕事と育児の両立に関する個別の意向聴取・配慮(義務化)

労働組合の取り組みのポイント

1. 改正された法律の内容がすべて労働協約・就業規則等の規定に反映されていることを確認しましょう。
2. 労働組合は法律を上回る制度を求める交渉ができる唯一の組織です。より良い労働環境を波及させましょう。

36年前のあの時

今年の干支は巳(ヘビ)ですね。復活や再生を象徴する動物であるヘビ。そんなヘビと関連付けられた巳年は、何か新しいことが始まる年になると言われています。実際、歴史を振り返ってみると、次世代に繋がる重要な出来事が起こっているのです。実は、連合三重が発足したのも1989年(巳年)のことでした!そんな36年前を振り返ってみましょう。



1989年(平成元年)出来事

- 元号が「昭和」から「平成」へ
- 三重県の最低賃金497円 現在の最低賃金は1,023円
- 消費税施行、税率は3% その後、1997年(5%)、2014年(8%)、2019年(10%)に引き上げられています
- 完全週休2日制 金融機関でスタート それまでは、第2土曜日もしくは第2・第3土曜日のみが休業でした
- 「日本労働組合総連合会三重県連合会(連合三重)」発足



▲1989.12.1 連合三重統一結成大会

安心社会づくりに向けた福祉活動に、各種団体と連携して取り組みます

N三重県労福協

〒514-0004 津市栄町1丁目891
三重県勤労者福祉会館内
TEL 059-225-2855
FAX 059-229-4433
ホームページ <http://www.mie-rofkyo.jp>

豊かで、公正な社会づくりをめざして。

R 健全・安心・貢献 東海ろうきん

〒514-0003 津市桜橋2丁目126番地
TEL 059-224-0336
FAX 059-224-4819
ホームページ <http://tokai.rokin.or.jp>

私たちは、日本でただひとつ。はたらく人のための生活応援バンクです。

こくみん共済coop

〒514-0004 津市栄町4-259-1
TEL 059-227-6167
FAX 059-225-5069
ホームページ <https://www.zenrosai.coop>

共済事業をとおして「労働者福祉運動」をサポートします。

三重県住宅生協

〒514-8540 津市栄町1丁目891
三重県勤労者福祉会館内
TEL 059-225-0851
FAX 059-225-0337
ホームページ <http://www.mie-jsk.or.jp/>

理想の住まいづくりをカタチにする暮らしのパートナー。